



宮代町 高齢者見守りシール事業

どこシル伝言板® とは？



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ**瞬時に発見通知メールが届きます**。発見者はQRコードを読み取ると、**ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかる**ので安心です。**チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単**。お迎えまで迅速に行えます。

どこシル伝言板® の特徴

読み取ると発見者の
手順を確認できます

準備はこれだけ

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベルシールの貼付け



24時間365日OK

夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した方へ瞬時に発見通知メールが届きます。

個人情報の記載不要

氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

声かけをしやすい

ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。



※耐洗ラベル20枚 蓄光シール10枚とサービス利用料は無料（通信費実費負担）

耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)



蓄光シール(アイロン不可のもの)



対象となる方 認知症などにより行方不明となるおそれのある65歳以上の方

- 医師から認知症と診断されている場合、65歳未満の方も対象となります。
- 宮代町在住で在宅の方に限ります。

申し込み

宮代町健康介護課 高齢者支援担当

電話：0480-34-1111(内線 382)

※申請はお迎えに行けるご家族等が行ってください。登録にはメールアドレスが必要です。



1

町に申請 初期登録



町に**登録シート**と申請書を提出します。登録シートをもとに担当課(事務局)にて情報登録後、ラベルシールが送付されます。

2

ラベルシール 貼付け



送付された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

ご本人



行方不明 ↓ 保護



3

QRコード読取



発見者

4

読取通知 メール受信



事務局も
受信

発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読取通知のメールが届きます

登録シートが重要!

どこシル伝言板登録シート ※申請書(ペーシ)の裏面に登録する入力用紙の形式です

どこシル伝言板で保護対象者情報登録をするための入力用紙にご記入ください

記入日	年	月	日	保護対象者ID
① 保護対象者のニックネーム <small>※申請時に登録する必要がある名称 ※個人情報保護の観点から、氏名(姓・フルネーム)での登録は禁止です 例: おおさん(先生), 先生, 先生, 先生(敬称)で呼ばれていた愛称</small>				
② 生年月日(年月まで)			西暦 年 月	
③ 性別				
④ 身体的特徴 <small>※身長や体型、メガネの有無、よく目につく傷などの特徴を詳しく記入します 例: ① 身長 150cm ② 中肉中背 ③ 眼鏡使用</small>				
⑤ 既往症 例: ① 認知症 ② 糖尿病 <small>※今までにかかった大きな病気など記入します</small>				
⑥ 保護時に注意すべきこと <small>※発見した方へのアドバイスとなります。保護時に持てる具体的な対応方法を記入します 例: ・お茶が冷いので、お茶に熱を加けてください ・「はい」と話しかけると怒りやすくなるので、「先生」と話しかけてください ・子供が来た場合は、危険の可能性があるので、所持している動物をなるべく遠ざけてください</small>				
⑦ 発見通知メールアドレス <small>※発見時に連絡を受けるメールアドレスです 記入に行くことが可能な方を3件まで登録できます 例: 主介護者、ご家族、介護支援専門員等</small>				

既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、**発見者がご本人に接する際の手助け**となります。ケアマネジャー等に相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

8

ご本人
発見者



お迎え ↓ ご帰宅



7

発見者



伝言板でやりとり



5

情報の確認 現在地入力



発見者

個人情報を入力せずにやりとりできます

6

発見通知 メール受信



事務局も
受信

発見者が発見情報を入力送信すると自動的に発見通知メールが届きます